

川内原子力発電所 1 号機 第26回定期検査の概要

1. 関係法令

原子炉等規制法 第43条の3の16 第1項（定期事業者検査）

2. 定期事業者検査を実施する設備

- （1）原子炉本体
- （2）核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- （3）原子炉冷却系統施設
- （4）計測制御系統施設
- （5）放射性廃棄物の廃棄施設
- （6）放射線管理施設
- （7）原子炉格納施設
- （8）その他発電用原子炉の附属施設
 - ①非常用電源設備
 - ②常用電源設備
 - ③火災防護設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

（1）燃料の取替え

燃料集合体157体のうち、一部を新燃料に取り替える。

以 上